

平成 2 9 年 度

香芝市財政健全化及び経営  
健全化に係る審査意見書

香 芝 市 監 査 委 員



香 監 委 第 4 4 号

平成 3 0 年 8 月 2 2 日

香芝市長 吉 田 弘 明 様

香芝市監査委員 近 藤 洋

香芝市監査委員 小 西 高 吉

平成 2 9 年度香芝市財政健全化及び経営健全化審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 2 9 年度香芝市健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項について審査を終えたので、その結果について意見を付して報告します。



## 目 次

第1. 審 査 の 対 象 .....	1 1 1
第2. 審 査 の 期 間 .....	1 1 1
第3. 審 査 の 方 法 .....	1 1 1
第4. 審 査 の 結 果 .....	1 1 2
1. 標準財政規模等の推移.....	1 1 3
2. 実質赤字比率.....	1 1 6
3. 連結実質赤字比率.....	1 1 7
4. 実質公債費比率.....	1 1 9
5. 将来負担比率.....	1 2 2
6. 資金不足比率.....	1 2 7
7. む す び.....	1 2 9
第5. 審査参考資料	
1. 財政健全化判断比率の各金額及び比率等の推移.....	1 3 1
2. 健全化を判断するその他の指標.....	1 3 5



## 平成29年度香芝市財政健全化及び経営健全化審査意見

### 第1. 審査の対象

平成29年度香芝市健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定基礎事項

#### 健全化判断比率等の対象

地方公共団体	一般会計	一般会計等	一般会計		実質赤字	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
	特別会計		一般会計等に属する特別会計	土地取得特別会計						
			公営事業会計	土地取得特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計					
	後期高齢者医療特別会計									
	介護保険特別会計									
	公営企業会計			水道事業会計 (法適用企業)						
				下水道事業特別会計 (法非適用企業)						
	一部事務組合・広域連合				奈良県葛城地区清掃事務組合					
香芝・王寺環境施設組合										
葛城広域行政事務組合										
奈良県広域消防組合										
地方公社・第三セクター			※該当なし							

※財産区は、当該地方公共団体とは異なる法人格を持つ地方公共団体であるため、財産区財産特別会計を除く。

※香芝市土地開発公社が平成25年3月に解散したため、「地方公社・第三セクター」に該当する会計はない。

### 第2. 審査の期間

平成30年8月6日から平成30年8月22日まで

### 第3. 審査の方法

この審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼に、会計帳票並びに関係書類等の照合及び前年度との対比、必要に応じて関係職員から説明を聴取して審査を実施した。

#### 第4. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも地方公共団体の健全化に関する関係法令に基づき適正に作成されており、その計数は正確であると認められた。

審査の概要及び意見は、次のとおりである。(表中及び文中においては、各項目で四捨五入しているため、合計値と一致しない場合あり。)



## 1. 標準財政規模等の推移

標準財政規模の前年度比較は、次表のとおりである。

標準財政規模の前年度比較

(単位:千円・%)

区分 \ 年度		平成27年度	平成28年度 (B)	平成29年度 (A)	増減額 (A)-(B)	増減率 (A)-(B)/ (B)*100
<b>標準財政規模</b>		14,688,247	14,725,354	14,811,095	85,741	0.58
内 訳	標準税収入額等	9,804,827	10,334,077	10,315,132	△ 18,945	△ 0.18
	普通交付税額	3,734,960	3,501,284	3,534,205	32,921	0.94
	臨時財政対策債発行可能額	1,148,460	889,993	961,758	71,765	8.06

標準財政規模に係る額の推移は、次表のとおりである。

標準財政規模に係る額の推移

(単位:百万円)

区分 \ 年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
基準財政需要額(振替後)①	10,984	10,968	11,025	11,382	11,543	11,574
基準財政収入額②	7,081	7,244	7,396	7,651	8,022	8,031
財源不足額③=①-②	3,903	3,724	3,629	3,731	3,521	3,543
普通交付税④	3,903	3,752	3,629	3,735	3,501	3,534
標準税収入額等⑤	9,225	9,465	9,601	9,805	10,334	10,315
留保財源⑥=⑤-②	2,144	2,221	2,205	2,154	2,312	2,284
臨時財政対策債発行可能額⑦	1,336	1,374	1,250	1,148	890	962
標準財政規模④+⑤+⑦	14,464	14,591	14,480	14,688	14,725	14,811

基準財政需要額及び基準財政収入額の推移は、次表のとおりである。

基準財政需要額及び基準財政収入額の推移

(単位:百万円)

年度 \ 区分	基準財政需要額	基準財政収入額	財政力指数 (3カ年平均)	財源不足額	普通交付税 (A)	標準財政規模 (B)	(A)/(B)
20年度	10,546	7,607	0.71	2,939	2,934	13,433	21.8
21年度	10,487	7,449	0.71	3,038	2,999	13,624	22.0
22年度	10,638	7,072	0.70	3,566	3,567	14,180	25.2
23年度	10,942	7,177	0.68	3,765	3,765	14,379	26.2
24年度	10,984	7,081	0.65	3,903	3,903	14,464	27.0
25年度	10,968	7,244	0.65	3,724	3,752	14,591	25.7
26年度	11,025	7,396	0.66	3,629	3,629	14,480	25.1
27年度	11,382	7,651	0.67	3,731	3,735	14,688	25.4
28年度	11,543	8,022	0.68	3,521	3,501	14,725	23.8
29年度	11,574	8,031	0.69	3,543	3,534	14,811	23.9

なお、標準財政規模・臨時財政対策債発行可能額等の概要図は、次表のとおりである。

標準財政規模・臨時財政対策債発行可能額等の概要図

標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額含む)	(各行政項目の測定単位× 本来の基準財政需要額 ×補正計数×単位費用の合計額)	振替 ⇒	基準財政 需要額 (振替後)	特定財源	分担金・負担金		標準 的な 地方 税 収 入 見 込 額	標準 税 収 入 額 等			
					使用料・手数料						
					国庫支出金・県支出金						
					地方債						
					その他諸収入等						
					25%	留保財源			75%	法定普通税 税交付金 地方特例交付金	
					100%						地方消費税交付金引上げ分 市民税・税源移譲相当額
					地方譲与税						
					交通安全対策特別交付金				普通交付税	地方交付税	
					収入見込額				可能額の範囲 内で臨時財政 対策債の発行	(後年度交付税措置)	
特別需要		特別交付税	地方交付税								

(i) 標準財政規模＝普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額＋標準税収入額等

地方交付税の総額は、所得税・法人税の33.1%(平成27年度から)、酒税の50%(平成27年度から)、消費税の22.3%(平成26年度から)、地方法人税の全額(平成26年度から)とされている(地方交付税法第6条)。

また、地方交付税の種類は、普通交付税(交付税総額の94%)及び特別交付税(交付税総額の6%)とされている(地方交付税法第6条の2)。

交付税総額が不足する場合、平成12年度までは交付税及び譲与税配付金特別会計で借り入れて総額が確保されたが、平成13年度の地方財政対策の見直しで、国と地方の責任の明確化や国、地方を通ずる財政の透明化を図るため、不足額を国と地方で折半し、地方分について各団体で地方債を発行して補てんすることとされた。この地方債が「臨時財政対策債」で、地方財政法第5条の特例となる地方債である。平成13年度からは、毎年度、交付税総額の不足額について臨時財政対策債により対応しており、臨時財政対策債への振替額を控除した額を基準財政需要額(振替後)として、普通交付税の額が算定されている。また、平成16年度から標準財政規模に算入されることとなった。

臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額が後年度地方交付税の基準財政需要額に算入されることとされている。元利償還金相当額の基準財政需要額への算入額と実際の元利償還金償還額が大きく乖離しないよう留意しつつ、借入・償還を行う必要がある。

(ii) 標準税収入額等＝(基準財政収入額－市民税・税源移譲相当額の25%－地方譲与税－交通安全対策特別交付金－地方消費税交付金引上げ分の25%)×100/75＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金

(iii) 普通交付税の算定方法

交付基準額＝基準財政需要額(振替後)－基準財政収入額

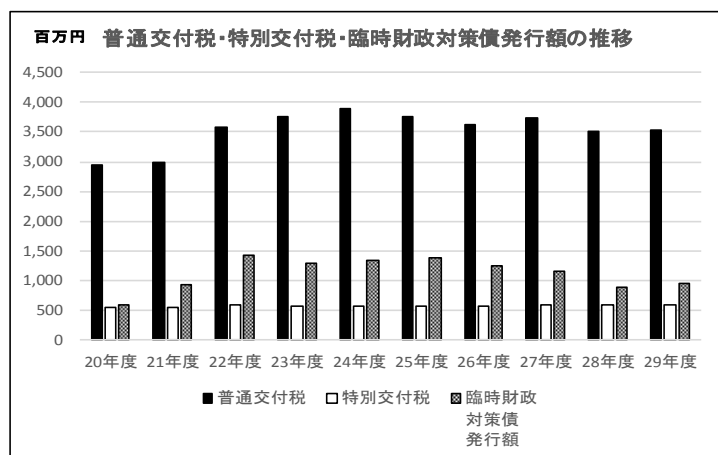
交付決定額＝交付基準額－交付調整額

交付調整額＝交付税総額と交付基準総額の差額を均等に割り落とした額。

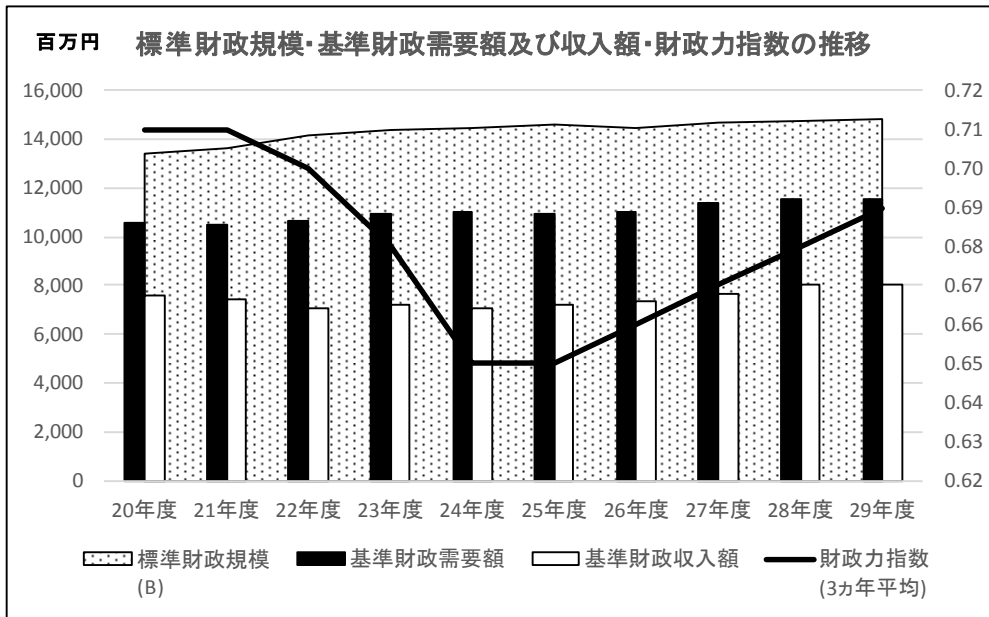
普通交付税・特別交付税・臨時財政対策債発行額の推移は、次表のとおりである。

普通交付税・特別交付税・臨時財政対策債  
発行額の推移 (単位：百万円)

年度\区分	普通交付税	特別交付税	臨時財政 対策債 発行額
20年度	2,934	540	599
21年度	2,999	551	930
22年度	3,567	583	1,430
23年度	3,765	568	1,300
24年度	3,903	566	1,336
25年度	3,752	568	1,374
26年度	3,629	576	1,250
27年度	3,735	587	1,148
28年度	3,501	590	890
29年度	3,534	592	962



また、標準財政規模・基準財政需要額及び基準財政収入額・財政力指数(3カ年平均)の推移は、次表のとおりである。



## 2. 実質赤字比率

本年度の一般財源の標準規模を示す標準財政規模は、14,811,095千円であり、一般会計等の実質赤字(収支)額を標準財政規模で除した実質赤字比率は次表のとおりである。

H29標準財政規模 14,811,095

(単位:千円,%)

一般会計等	歳入総額	歳出総額	差引額	繰越財源額	実質収支額・E
	A	B	C=A-B	D	E=C-D
一般会計	23,300,152	23,066,267	233,885	16,291	217,594
土地取得特別会計	812,960	731,667	81,293	35	81,258
介護保険特別会計	66	66	0	0	0
合計	24,113,178	23,798,000	315,178	16,326	298,852 ※1

$$\begin{aligned}
 \text{実質赤字比率} &= \frac{\text{一般会計等の実質(収支)赤字額} \times 1}{\text{標準財政規模}} = \Delta 2.01 \\
 &= \frac{\Delta 298,852}{14,811,095}
 \end{aligned}$$

注) 比率が赤字(マイナス表記)であることは、実質黒字であることを示す。

一般会計等に係る実質収支額の前年度比較は次表のとおりである。

一般会計等に係る実質収支額の前年度比較

(単位:千円・%)

年度	区分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)	実質収支額 (D) = (A) - (B) - (C)	標準財政規模 (E)	実質赤字比率 (D) / (E) × 100
27年度	一般会計	25,144,862	24,718,417	122,288	304,157	14,688,247	△ 2.48
	土地取得特別会計	81,293	20,779	0	60,514		
	介護保険特別会計	16,782	16,782	0	0		
	計	25,242,937	24,755,978	122,288	364,671		
28年度 (B)	一般会計	24,760,839	24,507,342	15,285	238,212	14,725,354	△ 2.11
	土地取得特別会計	581,896	508,882	0	73,014		
	介護保険特別会計	44,922	44,922	0	0		
	計	25,387,657	25,061,146	15,285	311,226		
29年度 (A)	一般会計	23,300,152	23,066,267	16,291	217,594	14,811,095	△ 2.01
	土地取得特別会計	812,960	731,667	35	81,258		
	介護保険特別会計	66	66		0		
	計	24,113,178	23,798,000	16,326	298,852		
増減額 (A)-(B)	一般会計	△ 1,460,687	△ 1,441,075	1,006	△ 20,618	85,741	
	土地取得特別会計	231,064	222,785	35	8,244		
	介護保険特別会計	△ 44,856	△ 44,856	0	0		
	計	△ 1,274,479	△ 1,263,146	1,041	△ 12,374		
増減率 (A)/(B)*100 -100	一般会計	△ 6	△ 6	7	△ 9	0.58	
	土地取得特別会計	40	44	0	11		
	介護保険特別会計	△ 100	△ 100	0	0		
	計	△ 5	△ 5	7	△ 4		

※黒字額はマイナス数値として算定

### 3. 連結実質赤字比率

全ての会計を対象とした実質赤字または資金不足額を標準財政規模で除した連結実質赤字比率は次表のとおりである。

(単位:千円,%)

一般等以外の特別会計等 (公営企業系除く)	歳入総額 A	歳出総額 B	差引額 C=A-B	繰越財源額 D	実質収支額・E E=C-D
国民健康保険特別会計	8,196,534	7,943,012	253,522	0	253,522
後期高齢者医療特別会計	865,169	861,582	3,587	0	3,587
介護保険特別会計	4,272,970	4,117,265	155,705	0	155,705
合計	13,334,673	12,921,859	412,814	0	412,814

※2

公営企業会計 (法非適用企業)	歳入総額 A	歳出総額 B	差引額 C=A-B	繰越財源額 D	実質収支額・E E=C-D
下水道事業特別会計	1,993,851	1,821,974	171,877	0	171,877
公営企業会計 (法適用企業)	流動資産 F	流動負債 G	控除企業債等 H	資金剰余額 I=F-(G+H)	
水道事業会計	3,096,938	173,034	20,438	2,944,342	
公営企業会計実質収支額・資金剰余額合計	J=E+I		3,116,219		

※3

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \times 1 + \text{※2} + \text{※3}}{\text{標準財政規模}} = \Delta 25.84$$

$$\frac{\Delta 3,827,885}{14,811,095}$$

※資金不足額の算定方法に係る3年間の経過措置が終了したことに伴い、その算定上に含まれていた貸倒引当金及び控除引当金等を削除した。

注) 比率が赤字(マイナス表記)であることは、実質黒字であることを示す。

一般会計・特別会計・公営企業会計の実質収支額及び資金剰余額の前年度比較は次表のとおりである。

特別会計・公営企業会計の実質収支額又は資金剰余額の前年度比較 (単位:千円・%)

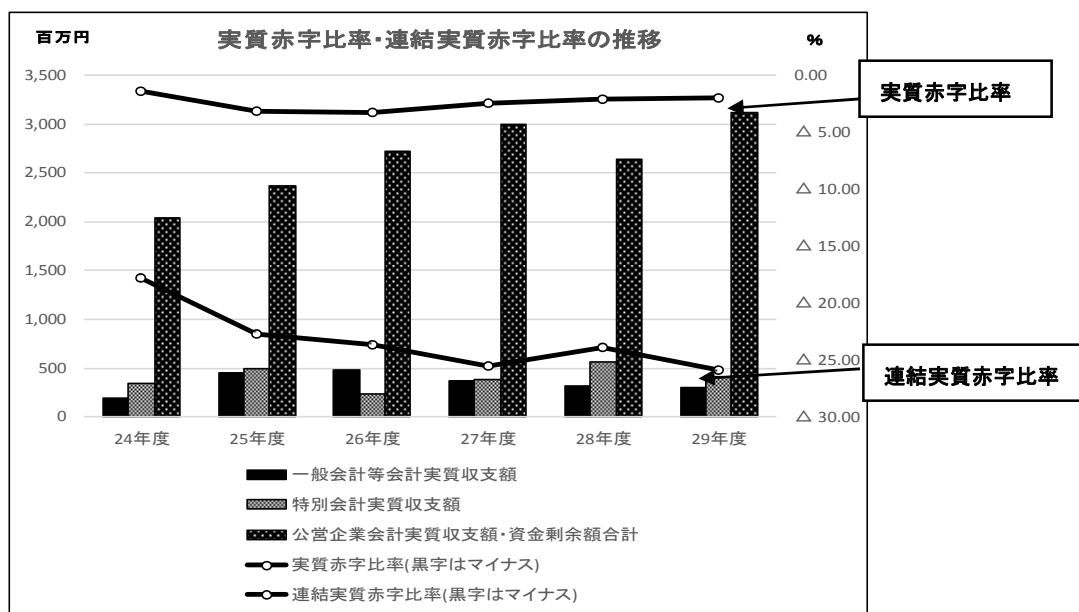
区分 \ 年度		平成27年度	平成28年度 (B)	平成29年度 (A)	増減額 (A)-(B)	増減率 (A)-(B)/ (B)*100
実質 収支 額	一般会計	304,157	238,212	217,594	△ 20,618	△ 8.66
	土地取得特別会計	60,514	73,014	81,258	8,244	11.29
	国民健康保険特別会計	247,551	381,875	253,522	△ 128,353	△ 33.61
	後期高齢者医療特別会計	8,117	6,415	3,587	△ 2,828	△ 44.08
	介護保険特別会計	131,100	176,936	155,705	△ 21,231	△ 12.00
剰余 資金 額	下水道事業特別会計	15,434	22,893	171,877	148,984	650.78
	水道事業会計	2,977,089	2,617,121	2,944,342	327,221	12.50
合計 (A)		3,743,962	3,516,466	3,827,885	311,419	8.86
標準財政規模 (B)		14,688,247	14,725,354	14,811,095	85,741	0.58
連結実質赤字比率 (A)/(B)×100		△ 25.48	△ 23.88	△ 25.84		

※黒字額はマイナス数値として算定

実質赤字比率及び連結実質赤字比率の推移は次表のとおりである。

実質赤字比率・連結実質赤字比率 平成24～29年度 推移 (単位:百万円・%)

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
一般会計等会計実質収支額	199	456	480	365	311	299
実質赤字比率(黒字はマイナス)	△ 1.37	△ 3.12	△ 3.31	△ 2.48	△ 2.11	△ 2.01
特別会計実質収支額	349	487	231	387	565	413
公営企業会計実質収支額・資金剰余額合計	2,034	2,367	2,723	2,993	2,640	3,116
連結実質収支額・資金剰余(不足)額	2,583	3,310	3,435	3,744	3,516	3,828
連結実質赤字比率(黒字はマイナス)	△ 17.85	△ 22.68	△ 23.72	△ 25.48	△ 23.88	△ 25.84



#### 4. 実質公債費比率

地方債に係る元利償還金(A)と準元利償還金(B)から特定財源(C)及び元利償還金等に係る基準財政需要額算入額(D)を減じた額を、標準財政規模(E)から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額(D)を減じた額で除したものの3か年平均が実質公債費比率であり、式で表すと  $((A+B) - (C+D)) \div (E-D)$  となる。

それらの計数は次表のとおりである。

実質公債費比率の状況

(単位:千円,%)

年度\区分	①	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	元利償還金の額	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費
平成27年度	3,849,354	365,315	213,413	67,202	782	25,661	737,446
平成28年度	3,756,596	388,444	184,363	66,255	1,985	6,215	593,351
平成29年度	3,638,354	325,739	153,964	66,135	171	5,288	540,028

年度\区分	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	災害復旧費等に係る基準財政需要額	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
平成27年度	1,341,220	1,983	9,804,827	3,734,960	1,148,460
平成28年度	1,394,950	1,994	10,334,077	3,501,284	889,993
平成29年度	1,395,368	1,984	10,315,132	3,534,205	961,758

(参考)

年度\区分	⑥の内訳		
	五省協定等により便利施設・公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第12条第4号)
平成27年度	25,660	41,542	
平成28年度	24,832	41,423	
平成29年度	24,829	41,306	

年度\区分	分子 (①+④~⑦) -(⑧+⑨~ ⑪)	分母 (⑫~⑭) - (⑨~⑪)
平成27年度	2,389,756	12,607,598
平成28年度	2,401,133	12,735,059
平成29年度	2,241,695	12,873,715

年度\区分	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3カ年平均)
平成27年度	18.95489	18.4
平成28年度	18.85451	
平成29年度	17.41296	

注) 元利償還金(A) : ① 準元利償還金(B) : ④~⑦ 特定財源(C) : ⑧ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額(D) : ⑨~⑪ 標準財政規模(E) : ⑫~⑭

実質公債費比率の前年度比較は次表のとおりである。

実質公債費比率の前年度比較

(単位:千円,%)

区分 \ 年度		平成27年度	平成28年度 (B)	平成29年度 (A)	増減額 (A) - (B)	増減率 (A) - (B) / (B) × 100
分子	元利償還金の額 ①	3,849,354	3,756,596	3,638,354	△ 118,242	△ 3.15
	準元利償還金の額 ②	646,712	641,047	546,009	△ 95,038	△ 14.83
	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てた認められる繰入金	365,315	388,444	325,739	△ 62,705	△ 16.14
	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	213,413	184,363	153,964	△ 30,399	△ 16.49
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	67,202	66,255	66,135	△ 120	△ 0.18
	一時借入金の利子	782	1,985	171	△ 1,814	△ 91.39
	特定財源の額 ③	25,661	6,215	5,288	△ 927	△ 14.92
	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金を含む)・その他 ④	2,080,649	1,990,295	1,937,380	△ 52,915	△ 2.66
	(A) = (①+②) - (③+④)	2,389,756	2,401,133	2,241,695	△ 159,438	△ 6.64
分母	標準財政規模 ⑤	14,688,247	14,725,354	14,811,095	85,741	0.58
	(B) = ⑤ - ④	12,607,598	12,735,059	12,873,715	138,656	1.09
実質公債費比率(単年度) (A) / (B) × 100		18.95489	18.85451	17.41296		

<p>※ 元利償還金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計等における地方債の元金と利子の償還に係る経費</li> </ul> <p>※ 準元利償還金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方債の元利償還金に準ずるとみなされる経費</li> <li>・公営企業債の償還の財源に充てた認められる特別会計への繰入金</li> <li>・一部事務組合等の起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる負担金・補助金</li> <li>・公債費に準ずる債務負担行為に係るもの</li> <li>・一時借入金の利子</li> </ul> <p>※ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方債の元利償還金やそれに準ずる準元利償還金に係る経費として地方交付税の算定に用いられた額である。</li> </ul> <p>※ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いわゆる五省協定等により、(独)都市再生機構(旧都市基盤整備公団などを含む。)が整備した利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るものなど</li> </ul>
--

また、実質公債費比率の推移は次表のとおりである。

実質公債費比率の推移

(単位:%)

年度 \ 区分	実質公債費比率		
	(単年度)	(3カ年平均)	
平成24年度	20.22792	21.3	22~24年度平均
平成25年度	19.69706	20.4	23~25年度平均
平成26年度	19.20899	19.7	24~26年度平均
平成27年度	18.95489	19.2	25~27年度平均
平成28年度	18.85451	19.0	26~28年度平均
平成29年度	17.41296	18.4	27~29年度平均

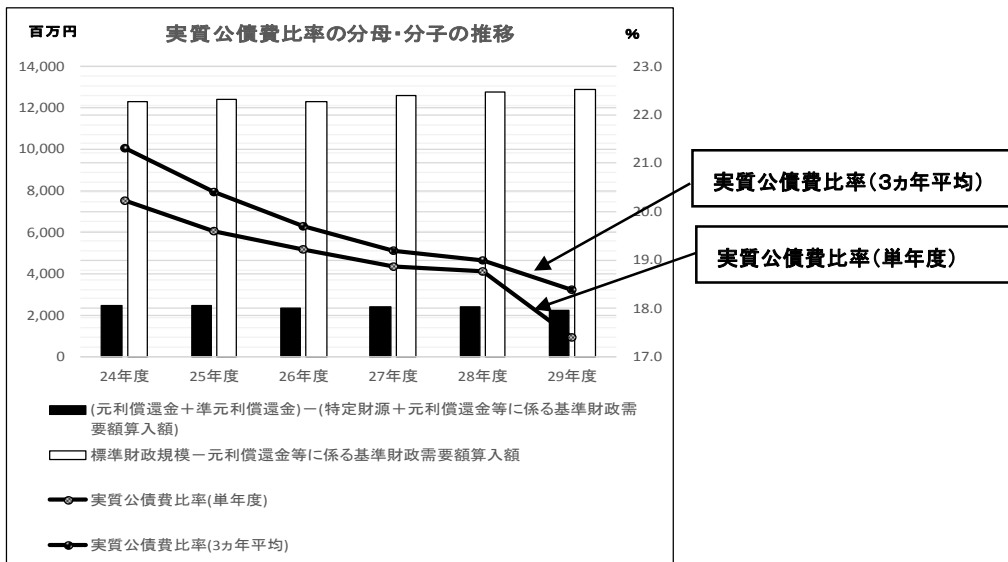
実質公債費比率を算出する分母及び分子の推移は次表のとおりである。



実質公債費比率算出の分母及び分子の推移

(単位：百万円・%)

区分\年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
分子	(元利償還金+準元利償還金)-(特定財源+元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)	2,491	2,450	2,361	2,390	2,401	2,242
分母	標準財政規模-元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	12,312	12,431	12,293	12,608	12,735	12,874
実質公債費比率(単年度)		20.2	19.6	19.2	18.9	18.8	17.4
実質公債費比率(3ヵ年平均)		21.3	20.4	19.7	19.2	19.0	18.4

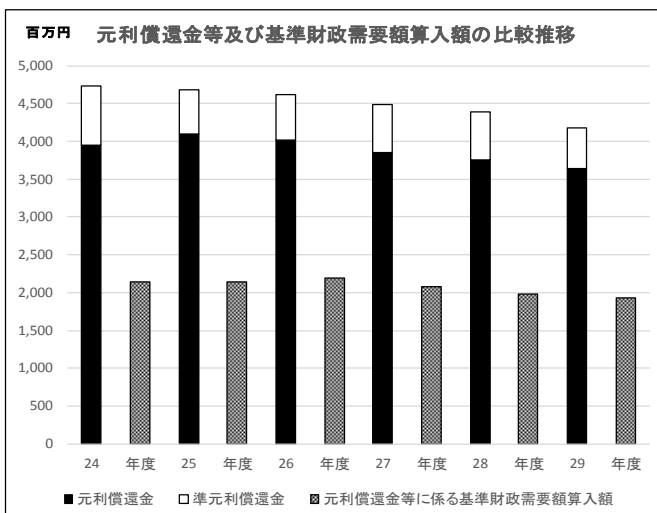


また、元利償還金・準元利償還金及び元利償還金等に係る基準財政需要額算入額の比較推移は次表のとおりである。

元利償還金等及び基準財政需要額算入額の比較推移

(単位：百万円)

区分\年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
元利償還金	3,949	4,095	4,024	3,849	3,757	3,638
準元利償還金	783	596	596	646	641	546
元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	2,152	2,153	2,187	2,081	1,990	1,937



なお、実質公債費比率及び公債費負担比率の比較推移は次表のとおりである。

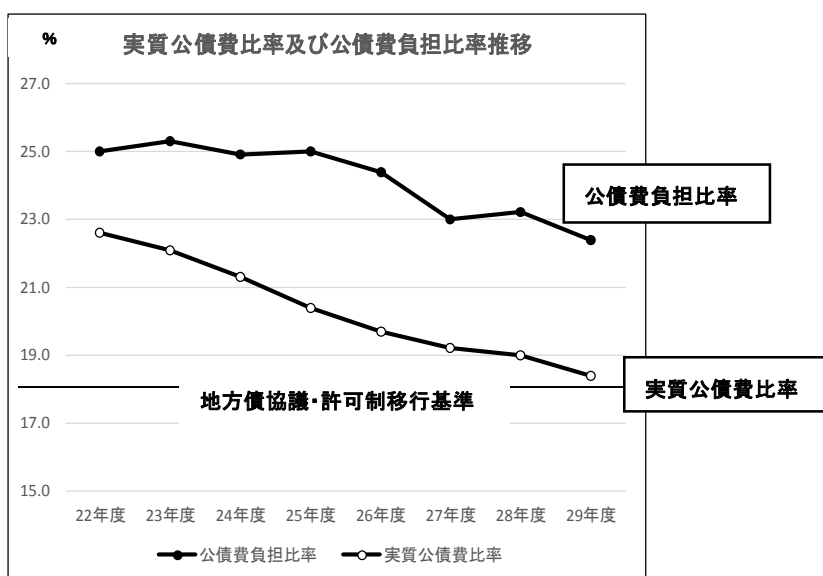
実質公債費比率及び公債費負担比率推移

(単位：%)

	公債費負担比率	実質公債費比率
22年度	25.0	22.6
23年度	25.3	22.1
24年度	24.9	21.3
25年度	25.0	20.4
26年度	24.4	19.7
27年度	23.0	19.2
28年度	23.2	19.0
29年度	22.4	18.4

公債費負担比率

公債費充当一般財源等	× 100
歳入一般財源等合計	



5. 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率が将来負担比率であり、具体的には将来負担額から充当可能財源を減じた額を、標準財政規模から算入公債費等の額を減じた額で除した比率である。

それらの計数は、次表のとおりである。

将来負担比率の状況

将来負担額

(単位：千円)

地方債の 現在高	債務負担行為 に基づく 支出予定額	公営企業 債等繰入 見込額	組 合 負担等 見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額	地方道路 公社	土地開発公社	第三セク ター等	連結実質 赤字額	組合連結実 質赤字額負 担見込額
33,682,657	0	6,980,836	653,277	3,250,491	0	0	0	0	0	0

充当可能財源等

充当可能 基金	充当可能 特定歳入	うち都市計画税	基準財政 需要額 算入見込額
5,101,737	768,147	0	22,465,321

将来負担額 A 44,567,261	－	充当可能財源等 B 28,335,205	A－B 16,232,056	将来負担比率(%)  126.0
＝				
標準財政規模 C 14,811,095	－	算入公債費等の額 D 1,937,380	C－D 12,873,715	

将来負担比率の前年度比較は次表のとおりである。

将来負担比率の前年度比較

(単位:千円,%)

区分 \ 年度		平成27年度	平成28年度 (B)	平成29年度 (A)	増減額 (A)－(B)	増減率 (A)－(B)/(B)*100
分子	将来負担額 ①	47,096,061	46,070,503	44,567,261	△ 1,503,242	△ 3.26
	充当可能財源等 ②	27,685,822	27,140,161	28,335,205	1,195,044	4.40
	(A)＝①－②	19,410,239	18,930,342	16,232,056	△ 2,698,286	△ 14.25
分母	標準財政規模 ③	14,688,247	14,725,354	14,811,095	85,741	0.58
	①に係る基準財政需要額算入額 ④	2,080,649	1,990,295	1,937,380	△ 52,915	△ 2.66
	(B)＝③－④	12,607,598	12,735,059	12,873,715	138,656	1.09
将来負担比率 (A)/(B)×100		153.9	148.6	126.0		

また、将来負担額内訳の前年度比較は次表のとおりである。

将来負担額内訳の前年度比較

(単位:千円,%)

区分 \ 年度		平成27年度	平成28年度 (B)	平成29年度 (A)	増減額 (A)－(B)	増減率 (A)－(B)/ (B)*100
地方債の現在高		36,038,256	35,306,032	33,682,657	△ 1,623,375	△ 4.60
債務負担行為に基づく支出予定額		76,148	24,832	0	△ 24,832	皆減
公営企業債等繰入見込額		6,331,236	6,621,564	6,980,836	359,272	5.43
組合負担等見込額		981,321	813,414	653,277	△ 160,137	△ 19.69
退職手当負担見込額		3,669,100	3,304,661	3,250,491	△ 54,170	△ 1.64
設立法人の負債額等負担見込額		0	0	0	0	－
内 訳	土地開発公社	0	0	0	0	－
	第三セクター等	0	0	0	0	－
連結実質赤字額		0	0	0	0	－
組合連結実質赤字額負担見込額		0	0	0	0	－
将来負担額合計		47,096,061	46,070,503	44,567,261	△ 1,503,242	△ 3.26

※ 債務負担行為に基づく支出予定額

- ・土地開発公社に依頼した土地の買い戻しに係るもの  
(土地開発公社の解散により平成24年度で解消)
- ・いわゆる五省協定に係るものなど

※ 退職手当負担見込額

- ・当該団体の職員の全員が当年度末において自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額である。

※ 設立法人の負債額等負担見込額

- ・土地開発公社の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額  
(土地開発公社の解散により平成24年度で解消)

また、充当可能財源等の前年度比較は次表のとおりである。

充当可能財源等の前年度比較

(単位:千円, %)

区分 \ 年度	平成27年度	平成28年度 (B)	平成29年度 (A)	増減額 (A)-(B)	増減率 (A)-(B)/(B)*100
充当可能基金	4,405,569	4,511,994	5,101,737	589,743	13.07
充当可能特定歳入	49,571	42,224	768,147	725,923	1719.22
基準財政需要額算入見込額	23,230,682	22,585,943	22,465,321	△ 120,622	△ 0.53
充当可能財源等合計	27,685,822	27,140,161	28,335,205	1,195,044	4.40

※ 基準財政需要額算入見込額

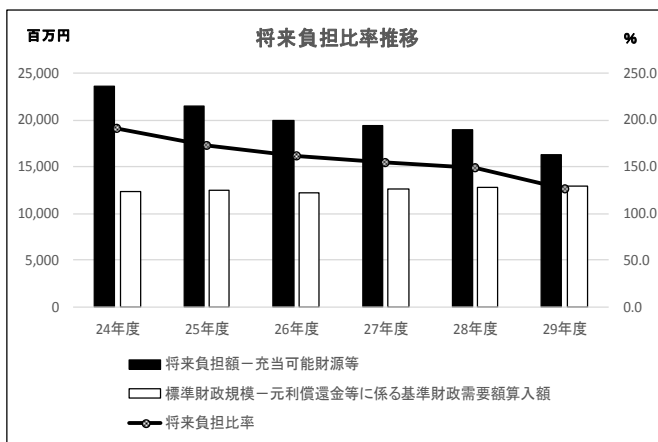
・地方債の現在高及び公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額等に対してその償還に要する経費として普通交付税の算定の際に基準財政需要額に算入されることが将来見込まれる額である。

将来負担比率の推移は次表のとおりである。

将来負担比率 平成24～29年度 推移

(単位:百万円・%)

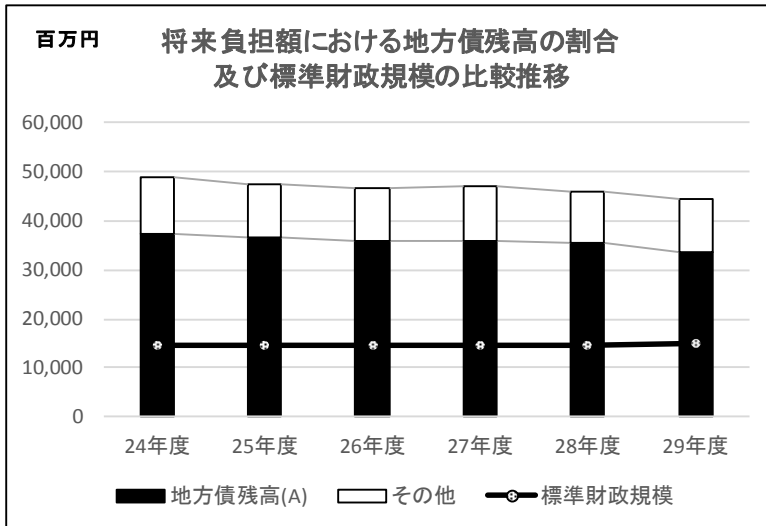
区分\年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
将来負担額－充当可能財源等	23,595	21,515	19,929	19,410	18,930	16,232
標準財政規模－元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	12,312	12,438	12,293	12,608	12,735	12,874
将来負担比率	191.6	172.9	162.1	153.9	148.6	126.0



また、将来負担額における地方債残高の割合及び標準財政規模の年度推移は次表のとおりである。

(単位:百万円・%)

年度\区分	地方債残高(A)	その他	将来負担額合計(B)	(A)/(B)	標準財政規模
24年度	37,452	11,617	49,069	76.33	14,464
25年度	36,675	10,902	47,577	77.09	14,591
26年度	35,819	10,845	46,664	76.76	14,480
27年度	36,038	11,058	47,096	76.52	14,688
28年度	35,306	10,765	46,071	76.63	14,725
29年度	33,683	10,884	44,567	75.58	14,811

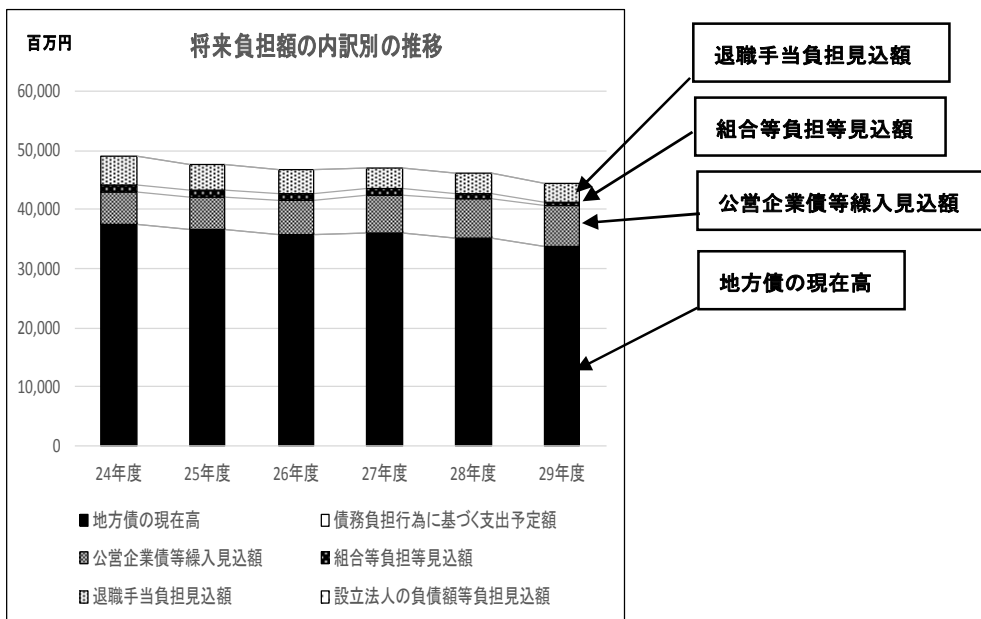


将来負担額の内訳別の推移は次表のとおりである。

将来負担額の内訳別の推移

(単位：百万円)

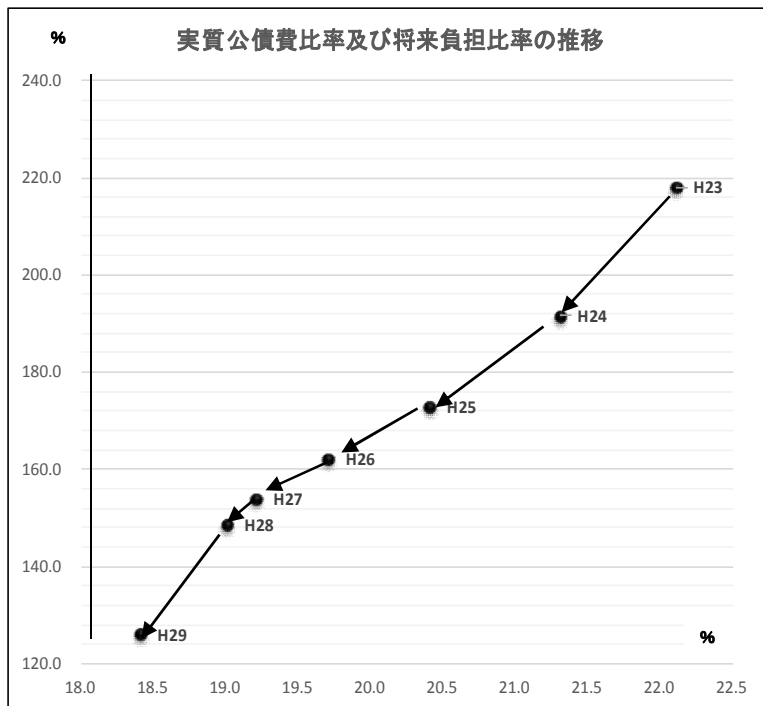
区分\年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地方債の現在高	37,452	36,675	35,819	36,038	35,306	33,683
債務負担行為に基づく支出予定額	114	102	77	76	25	0
公営企業債等繰入見込額	5,319	5,386	5,698	6,331	6,622	6,981
組合等負担等見込額	1,240	1,055	1,070	981	813	653
退職手当負担見込額	4,944	4,358	4,000	3,669	3,305	3,250
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0	0	0	0
将来負担額合計	49,069	47,577	46,664	47,096	46,071	44,567



香芝市における実質公債費比率及び将来負担比率の推移は次表のとおりである。

実質公債費比率及び将来負担比率の推移  
(単位：%)

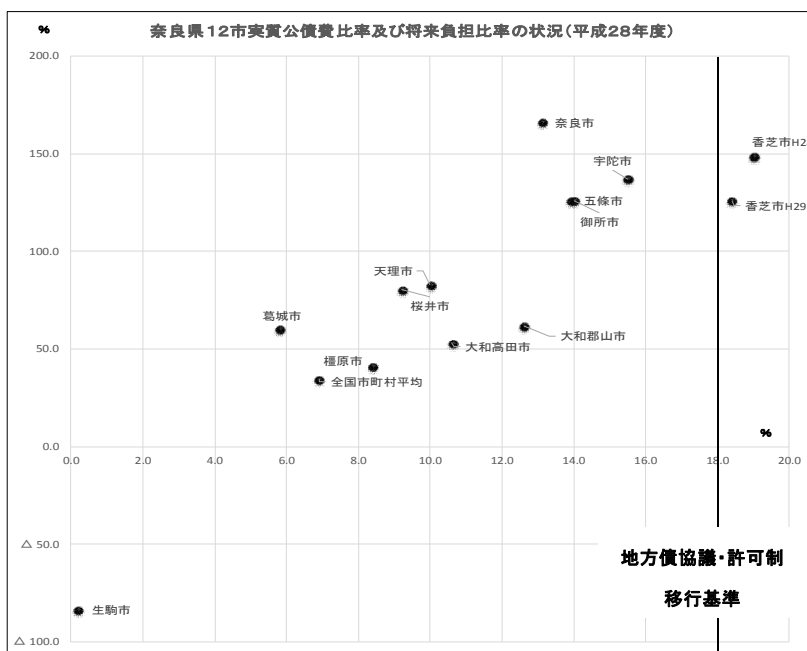
年度	実質公債費比率	将来負担比率
H23	22.1	218.1
H24	21.3	191.6
H25	20.4	172.9
H26	19.7	162.1
H27	19.2	153.9
H28	19.0	148.6
H29	18.4	126.0



また、平成28年度の奈良県12市における実質公債費比率及び将来負担比率の比較は次表のとおりである。なお、香芝市のみ平成29年度もあわせて表示した。

奈良県12市実質公債費比率及び将来負担比率の状況(平成28年度)  
(単位：%)

市名\区分	実質公債費比率	将来負担比率
奈良市	13.1	166.1
大和高田市	10.6	53.2
大和郡山市	12.6	61.7
天理市	10.0	82.9
橿原市	8.4	40.9
桜井市	9.2	80.4
五條市	13.9	126.0
御所市	14.0	125.9
生駒市	0.2	△ 83.8
香芝市(28年度)	19.0	148.6
香芝市(29年度)	18.4	126.0
葛城市	5.8	60.2
宇陀市	15.5	136.9
県内市町村平均		78.3
全国市町村平均	6.9	34.5



最後に、総務省の「平成28年度主要財政指標一覧」より作成した全市町村の実質公債費比率及び将来負担比率の集計一覧は、次表のとおりである。

平成28年度全市町村

「実質公債費比率」集計一覧

指標数値	団体数
25.0以上	1
20.0以上25.0未満	4
19.0以上20.0未満	5
18.0以上19.0未満	2
15.0以上18.0未満	49
10.0以上15.0未満	408
0.0以上10.0未満	1,202
マイナス表示	70
合計	1,741

最高	76.8
最低	△ 6.4
全市町村平均	6.9

※総務省「平成28年度主要財政指標一覧」より作成。

※全市町村平均値は、加重平均による。

平成28年度全市町村

「将来負担比率」集計一覧

指標数値	団体数
350.0以上	1
200.0以上350.0未満	7
150.0以上200.0未満	35
100.0以上150.0未満	144
50.0以上100.0未満	371
0.0以上50.0未満	510
－	673
合計	1,741

最高	594.2
最低	－
全市町村平均	34.5

※総務省「平成28年度主要財政指標一覧」より作成。

※「－」は充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体

※全市町村平均値は、加重平均による。

6. 資金不足比率

資金不足額を事業規模で除した平成29年度の資金不足比率は、次表のとおりである。

(1) 地方公営企業法適用

資金不足額及び資金不足比率はいずれも「マイナス」となっている。

なお、資金不足比率を算定する場合の資金不足額の算出式は、「流動負債」＋「建設改良費以外の企業債」－「流動資産」であるが、平成26年度からの会計基準見直しにより、流動負債が増加するため、算出については、以下の措置がとられている。

① 算入対象からの除外措置

翌年度償還の企業債・他会計からの借入金(建設改良)等

② 算入猶予の経過措置(3年間)

翌年度支払のファイナンス・リース債務

負債性引当金のうち、通常1年以内に使用される見込のもの(賞与引当金)

評価性引当金(貸倒引当金)のうち、流動資産が減耗するもの

香芝市水道事業では、本年度も、①の除外措置を適用し、資金不足額及び資金不足比率を算定している。なお、②の猶予措置については、3年間の経過措置が終了した。また、事業規模の算出式は、「営業収益」－「受託工事収益」である。

計数は次表のとおりである。

地方公営企業法適用

(単位:千円,%)

会計 \ 区分	流動負債	控除企業債等	流動資産	資金不足額	営業収益	受託工事収益	事業規模	資金不足比率
	A	B	C	D=(A-B)-C	E	F	G=E-F	D/G*100
水道事業会計	173,034	20,438	3,096,938	△ 2,944,342	1,649,348	196	1,649,152	△ 178.5

注) 比率が赤字(マイナス表記)であるのは、資金が不足していないことを示す。

水道事業会計資金不足比率の前年度比較は、次表のとおりである。

地方公営企業法適用

(単位:千円・%)

区分 \ 年度	平成27年度	平成28年度 (B)	平成29年度 (A)	増減額 (A)-(B)	増減率 (A)-(B)/ (B)*100
流動資産 ①	3,160,214	2,977,685	3,096,938	119,253	4.00
現金及び預金	2,886,668	2,650,448	2,746,308	95,860	3.62
未収金	214,588	210,348	212,023	1,675	0.80
貸倒引当金(△) ②	△ 13,767	△ 12,594	△ 10,839	1,755	-
貯蔵品	7,393	7,639	8,033	394	5.16
短期貸付金	65,332	115,029	115,492	463	0.40
前払金	0	6,816	25,920	19,104	280.28
建設改良費以外の経費 に対する地方債高 ③	0	0	0	0	0.00
流動負債 ④	232,211	408,511	173,034	△ 235,477	△ 57.64
企業債 ⑤	21,481	22,272	20,438	△ 1,834	
リース債務 ⑥	1,554	802	0	△ 802	
未払金	169,356	339,855	120,761	△ 219,094	△ 64.47
前受金	14,809	17,750	8,297	△ 9,453	△ 53.26
引当金 ⑦	12,283	12,279	12,073	△ 206	
預り金	12,727	15,553	11,465	△ 4,088	△ 26.28
資金不足額※ ⑧	△ 2,977,089	△ 2,617,121	△ 2,944,342	△ 327,221	12.50
営業収益 ⑨	1,620,530	1,637,864	1,649,348	11,484	0.70
給水収益	1,472,012	1,480,636	1,490,632	9,996	0.68
その他営業収益	148,477	157,155	158,520	1,365	0.87
受託工事収益 ⑩	41	73	196	123	168.49
事業規模 ⑪=⑨-⑩	1,620,489	1,637,791	1,649,152	11,361	0.69
資金不足比率 ⑧/⑪*100	△ 183.7	△ 159.7	△ 178.5		

※黒字額はマイナス数値として算定

(2) 地方公営企業法適用以外

資金不足額=歳出額+建設改良費以外の経費に対する地方債高-(歳入額-繰越額)

事業規模=営業収益相当収入額-受託工事収益相当収入額

計数は次表のとおりである。

地方公営企業法適用以外

(単位:千円,%)

会計 \ 区分	歳出額	歳入額	繰越額	資金不足額	営業収益- 受託工事収益	うち指定管理 者利用料金	事業規模	資金不足 比率
	A	B	C	D=A-(B-C)	E	F	G=E-F	D/G*100
下水道事業特別会計	1,821,974	1,993,851	0	△ 171,877	653,133	0	653,133	△ 26.3

注) 比率が赤字(マイナス表記)であるのは、資金が不足していないことを示す。

下水道事業会計資金不足比率の前年度比較は、次表のとおりである。



区分 \ 年度	平成27年度	平成28年度 (B)	平成29年度 (A)	増減額 (A)-(B)	増減率 (A)-(B) / (B)*100
歳出額 ①	1,898,919	1,912,131	1,821,974	△ 90,157	△ 4.72
歳入額 ②	1,914,353	1,935,064	1,993,851	58,787	3.04
繰越額 ③	0	40	0	△ 40	皆減
資金不足額 ④=①-②-③	△ 15,434	△ 22,893	△ 171,877	△ 148,984	650.78
営業収益-受託工事収益 ⑤	683,870	687,665	653,133	△ 34,532	△ 5.02
うち指定管理者 利用料金 ⑥	0	0	0	0	0.00
事業規模 ⑦=⑤-⑥	683,870	687,665	653,133	△ 34,532	△ 5.02
資金不足比率 ④/⑦*100	△ 2.3	△ 3.3	△ 26.3		

※黒字額はマイナス数値として算定

## 7. むすび

平成29年度香芝市財政健全化及び経営健全化審査の概要は、以上のとおりである。実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については、これまでと同様に全て赤字・不足が生じていないことを示すマイナス指数となったものである。

連結実質赤字比率の状況においては、水道事業の資金剰余額の存在が大きくプラスに影響していることは明らかであり、連結される要素となる各々の個別事業についても赤字が発生しないよう、引き続き経営健全化及び財政基盤強化への取組を進められることを願います。

実質公債費比率については、早期健全化基準である25%に対して18.4%の指数が算定され、前年度から0.6ポイント改善した。単年度では、17.4%となり、18%を下回った。今後も地方債の協議・許可制移行基準である18%未満の早期達成を望むものである。新規市債発行額が平成28年度に引き続き平成29年度においても減少した。今後も新規発行額を元金償還額以内に抑制するという方針を継続され、事業の緊急度・住民ニーズを的確に把握・厳選したうえで計画的に事業を実施され、更なる数値の改善が進むよう努められたい。

将来負担比率は、基準である350%に対して126.0%であり、前年度の148.6%から大幅に改善し、今後も引き続き改善の傾向にあると思われるが、さらなる地方債残高の減少に努めていただきたい。

なお、今後の財政運営については、一般財源における公債費負担比率、経常経費における経常収支比率等、その他の財政指標にも十分留意しながら、なお細心の注意を払って取り組んでいただくとともに、健全化判断比率の公表にあたっては、市民の理解と協力が得られるよう、将来負担の見通しや改善方策などをわかりやすく解説するなど、より一層工夫されることを要望する。

最後に、成熟した社会に向かって、限られた財源を必要度の高い政策に配分することがますます求められている。

住民に最も身近な基礎自治体として、必要な市民サービスを遅滞なく提供することは当然として、高齢化社会に対応したシステムの構築や子育て支援の拡大、さらに公共施設

の老朽化対策など、新たな政策課題が見込まれているところである。

新たな政策課題へ対応するためには、より弾力性のある財政構造を目指していかざるを得ない。大幅で極端な歳入増が見込めない現状では、事業の組み替えや見直しなどを行うことにより、財源を捻出する努力を続けるほかに選択肢はないと言える。

香芝市がこれからも魅力的で、市民が住んでいることを誇れるまちであり続けるため、「選択と集中」を柱とし、財政健全化のため全庁一丸となり不断の努力を傾注されることを望むものである。

第5. 審査参考資料

1. 財政健全化判断比率の各金額及び比率等の推移

実質赤字比率・連結実質赤字比率の各金額及び比率等の推移は次表のとおりである。

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
<b>一般会計等</b>						
一般会計						
歳入総額	26,698,378	23,253,843	23,533,451	25,144,862	24,760,839	23,300,152
歳出総額	26,520,789	22,828,051	23,059,768	24,718,417	24,507,342	23,066,267
差引額	177,589	425,792	473,683	426,445	253,497	233,885
繰越財源額	59,639	13,293	74,858	122,288	15,285	16,291
実質収支額	117,950	412,499	398,826	304,157	238,212	217,594
土地取得特別会計						
歳入総額	84,523	145,965	81,293	81,293	581,896	812,960
歳出総額	3,245	102,738	0	20,779	508,882	731,667
差引額	81,278	43,227	81,293	60,514	73,014	81,293
繰越財源額	0	0	0	0	0	35
実質収支額	81,278	43,227	81,293	60,514	73,014	81,258
介護保険特別会計						
歳入総額				16,782	44,922	66
歳出総額				16,782	44,922	66
差引額				0	0	0
繰越財源額				0	0	0
実質収支額				0	0	0
一般会計等実質収支額合計①	199,228	455,726	480,119	364,671	311,226	298,852
標準財政規模②	14,464,153	14,591,478	14,479,852	14,688,247	14,725,354	14,811,095
<b>実質赤字比率①/②×100(黒字は△)</b>	<b>△ 1.37</b>	<b>△ 3.12</b>	<b>△ 3.31</b>	<b>△ 2.48</b>	<b>△ 2.11</b>	<b>△ 2.01</b>
<b>特別会計</b>						
国民健康保険特別会計						
歳入総額	6,917,317	7,337,313	7,209,861	8,413,117	8,398,715	8,196,534
歳出総額	6,644,614	6,973,925	7,072,555	8,165,566	8,016,840	7,943,012
差引額	272,703	363,388	137,306	247,551	381,875	253,522
繰越財源額	0	0	0	0	0	0
実質収支額	272,703	363,388	137,306	247,551	381,875	253,522
後期高齢者医療特別会計						
歳入総額	642,440	678,910	733,797	765,832	820,242	865,169
歳出総額	621,127	657,399	722,683	757,715	813,827	861,582
差引額	21,313	21,511	11,114	8,117	6,415	3,587
繰越財源額	0	0	0	0	0	0
実質収支額	21,313	21,511	11,114	8,117	6,415	3,587
介護保険特別会計						
歳入総額	3,474,470	3,538,056	4,024,314	3,958,000	4,093,450	4,272,970
歳出総額	3,419,327	3,435,571	3,940,786	3,825,335	3,914,715	4,117,265
差引額	55,143	102,485	83,528	132,665	178,735	155,705
繰越財源額	0	0	493	1,565	1,799	0
実質収支額	55,143	102,485	83,035	131,100	176,936	155,705
特別会計実質収支額合計	349,159	487,384	231,455	386,768	565,226	412,814
<b>公営企業会計</b>						
下水道事業特別会計(法非適用企業)						
歳入総額	1,965,054	1,865,318	1,814,566	1,914,353	1,935,064	1,993,851
歳出総額	1,946,200	1,846,199	1,800,895	1,898,919	1,912,131	1,821,974
差引額	18,854	19,119	13,671	15,434	22,933	171,877
繰越財源額	10,287	1,576	1,093		40	0
実質収支額	8,567	17,543	12,578	15,434	22,893	171,877
水道事業会計(法適用企業)						
流動資産	2,296,826	2,621,989	2,869,295	3,160,214	2,977,685	3,096,938
貸倒引当金(正数)等			13,966	13,767	12,594	
流動負債	271,073	272,836	205,238	232,210	408,511	173,034
企業債・引当金等			32,709	35,318	35,353	20,438
資金剰余額	2,025,753	2,349,153	2,710,732	2,977,089	2,617,121	2,944,342
公営企業会計実質収支額・資金剰余(不足)額合計	2,034,320	2,366,696	2,723,310	2,992,523	2,640,014	3,116,219
連結実質収支額・資金剰余(不足)額③	2,582,707	3,309,806	3,434,884	3,743,962	3,516,466	3,827,885
標準財政規模②	14,464,153	14,591,478	14,479,852	14,688,247	14,725,354	14,811,095
<b>連結実質赤字比率③/②×100(黒字は△)</b>	<b>△ 17.85</b>	<b>△ 22.68</b>	<b>△ 23.72</b>	<b>△ 25.48</b>	<b>△ 23.88</b>	<b>△ 25.84</b>

実質公債費比率の各金額及び比率等の推移は次表のとおりである。

実質公債費比率 平成24～29年度 推移

(単位:千円・%)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
<b>元利償還金</b>	3,948,572	4,094,806	4,024,239	3,849,354	3,756,596	3,638,354
<b>準元利償還金</b>	783,075	595,921	596,069	646,712	641,047	546,009
減債基金積立不足を考慮して算定した額						
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当する額(年度割相当額)						
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	317,691	317,954	320,629	365,315	388,444	325,739
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	355,775	210,036	206,937	213,413	184,363	153,964
①公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	108,716	67,349	67,321	67,202	66,255	66,135
一時借入金の利子	893	582	1,182	782	1,985	171
<b>合計 (A)</b>	<b>4,731,647</b>	<b>4,690,727</b>	<b>4,620,308</b>	<b>4,496,066</b>	<b>4,397,643</b>	<b>4,184,363</b>
①公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	108,716	67,349	67,321	67,202	66,255	66,135
PFI事業に係るもの						
いわゆる五省協定等による利便施設・公共施設の買い取りに係るもの	25,660	25,660	25,660	25,660	24,832	24,829
国営土地改良事業・森林総合研究所等が行う事業に係るもの						
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料						
社会福祉法人の施設建設のために借り入れた借入金償還の補助						
損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費						
地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合の債務履行に要する経費						
その他これらに準ずると認められるもの	41,694	41,689	41,661	41,542	41,423	41,306
利子補給に係るもの	41,362	0	0	0	0	0
<b>特定財源の額 (B)</b>	<b>89,372</b>	<b>87,496</b>	<b>72,028</b>	<b>25,661</b>	<b>6,215</b>	<b>5,288</b>
<b>標準財政規模 (C)</b>	<b>14,464,153</b>	<b>14,591,478</b>	<b>14,479,852</b>	<b>14,688,247</b>	<b>14,725,354</b>	<b>14,811,095</b>
標準税収入額等	9,224,987	9,465,259	9,600,926	9,804,827	10,334,077	10,315,132
普通交付税額	3,903,327	3,752,423	3,628,591	3,734,960	3,501,284	3,534,205
臨時財政対策債発行可能額	1,335,839	1,373,796	1,250,335	1,148,460	889,993	961,758
<b>元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 (D)</b>	<b>2,151,728</b>	<b>2,153,270</b>	<b>2,186,935</b>	<b>2,080,649</b>	<b>1,990,295</b>	<b>1,937,380</b>
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	868,093	833,696	780,495	737,446	593,351	540,028
災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,281,511	1,317,449	1,404,304	1,341,220	1,394,950	1,395,368
密度補正により基準財政需要額に算入された公債費	2,124	2,125	2,136	1,983	1,994	1,984
<b>(元利償還金+準元利償還金)-(特定財源+元利償還金等に係る基準財政需要額算入額) (A)-(B)+(D)</b>	<b>2,490,547</b>	<b>2,449,961</b>	<b>2,361,345</b>	<b>2,389,756</b>	<b>2,401,133</b>	<b>2,241,695</b>
<b>標準財政規模-元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 (C)-(D)</b>	<b>12,312,425</b>	<b>12,438,208</b>	<b>12,292,917</b>	<b>12,607,598</b>	<b>12,735,059</b>	<b>12,873,715</b>
<b>実質公債費比率 (単年度)</b>	<b>20.22792</b>	<b>19.69706</b>	<b>19.20899</b>	<b>18.95489</b>	<b>18.85451</b>	<b>17.41296</b>
<b>(A)-(B)+(D)/((C)-(D))×100 (3ヵ年平均)</b>	<b>21.3</b>	<b>20.4</b>	<b>19.7</b>	<b>19.2</b>	<b>19.0</b>	<b>18.4</b>
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0

将来負担比率の各金額及び比率等の推移は次表のとおりである。

将来負担比率 平成24～29年度 推移

(単位:千円・%)

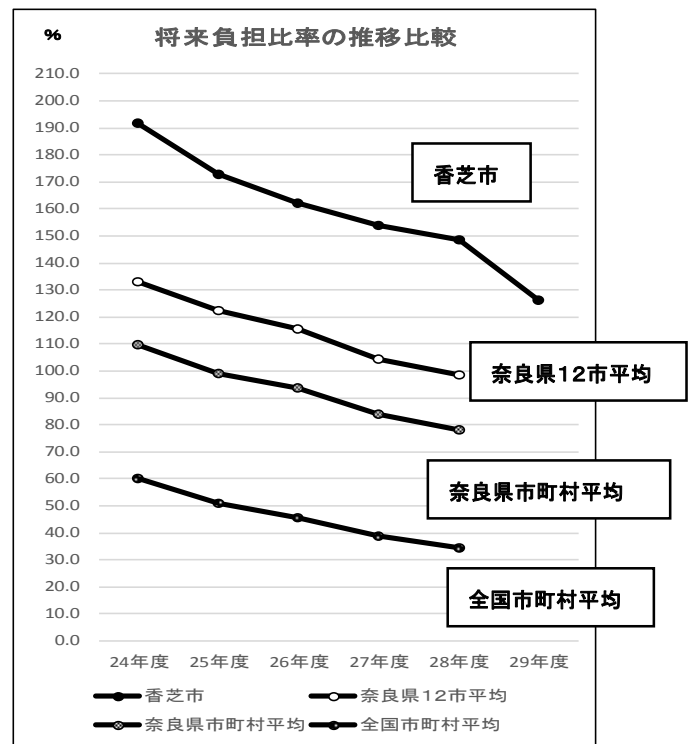
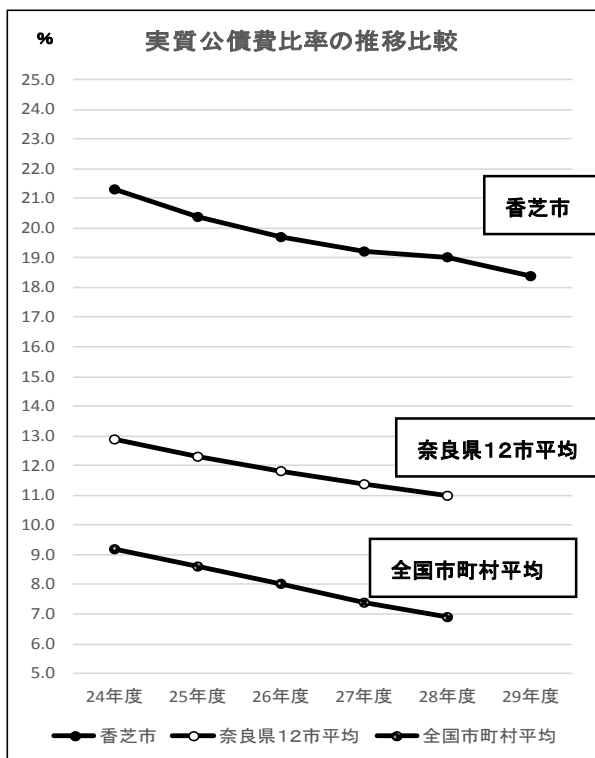
区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
将来負担額	49,068,895	47,576,695	46,663,835	47,096,061	46,070,503	44,567,261
一般会計等に係る地方債の現在高	37,451,896	36,675,091	35,819,126	36,038,256	35,306,032	33,682,657
①債務負担行為に基づく支出予定額	113,678	101,812	76,639	76,148	24,832	0
②公営企業債等繰入見込額	5,319,285	5,386,081	5,697,647	6,331,236	6,621,564	6,980,836
組合負担等見込額	1,240,000	1,055,469	1,070,309	981,321	813,414	653,277
退職手当負担見込額	4,944,036	4,358,242	4,000,114	3,669,100	3,304,661	3,250,491
③設立法人の負債額等負担見込額(公社・第三セクター)	0	0	0	0	0	0
連結実質赤字額	0	0	0	0	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	0	0	0
充当可能財源等	25,474,147	26,061,266	26,734,575	27,685,822	27,140,161	28,335,205
充当可能基金	2,139,157	2,921,301	3,426,917	4,405,569	4,511,994	5,101,737
充当可能特定歳入	241,941	151,469	77,296	49,571	42,224	768,147
うち都市計画税	0	0	0	0	0	0
基準財政需要額算入見込額	23,093,049	22,988,496	23,230,362	23,230,682	22,585,943	22,465,321
将来負担額－充当可能財源等	23,594,748	21,515,429	19,929,260	19,410,239	18,930,342	16,232,056
標準財政規模－元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	12,312,425	12,438,208	12,292,917	12,607,598	12,735,059	12,873,715
<b>将来負担比率</b>	<b>191.6</b>	<b>172.9</b>	<b>162.1</b>	<b>153.9</b>	<b>148.6</b>	<b>126.0</b>
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0
①債務負担行為に基づく支出予定額の内訳	113,678	101,812	76,639	76,148	24,832	0
①PFI事業に係るもの						
②いわゆる五省協定等に係るもの(真美ヶ丘西小学校建設事業等)	113,678	101,812	76,639	76,148	24,832	0
③国営土地改良事業に係るもの						
④森林総合研究所等が行う事業に係るもの						
⑤地方公務員等共済組合に係るもの						
⑥依頼土地の買い戻しに係るもの(香芝市土地開発公社が先行取得する公共用地の買戻し)	0	0	0	0	0	0
⑦社会福祉法人の施設建設費に係るもの						
⑧損失補償・債務保証の履行に係るもの						
⑨引き受けた債務の履行に係るもの						
⑩その他①～⑨に準ずるもの						
②公営企業債等繰入見込額	5,319,285	5,386,081	5,697,647	6,331,236	6,621,564	6,980,836
下水道事業特別会計	5,319,285	5,386,081	5,697,647	6,331,236	6,621,564	6,980,836
水道事業会計						
その他の会計						
③設立法人の負債額等負担見込額(公社・第三セクター)	0	0	0	0	0	0
地方道路公社に係る将来負担額						
土地開発公社に係る将来負担額	0	0	0	0	0	0
その他第三セクター等に係る将来負担額						

健全化判断比率の奈良県内及び全国市町村との比較推移は次表のとおりである。

財政健全化判断比率指標の奈良県内及び全国市町村との比較推移

(単位:%)

区分 \ 年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実質公債費比率(単年度)	20.2	19.6	19.2	18.9	18.8	17.4
実質公債費比率(3カ年平均)	21.3	20.4	19.7	19.2	19.0	18.4
奈良県12市平均 実質公債費比率(3カ年平均)	12.9	12.3	11.8	11.4	11.0	
全国市町村平均 実質公債費比率(3カ年平均)	9.2	8.6	8.0	7.4	6.9	
将来負担比率	191.6	172.9	162.1	153.9	148.6	126.0
奈良県12市平均 将来負担比率	133.2	122.1	115.3	104.4	98.4	
奈良県市町村平均 将来負担比率	109.5	99.1	93.7	84.1	78.3	
全国市町村平均 将来負担比率	60.0	51.0	45.8	38.9	34.5	



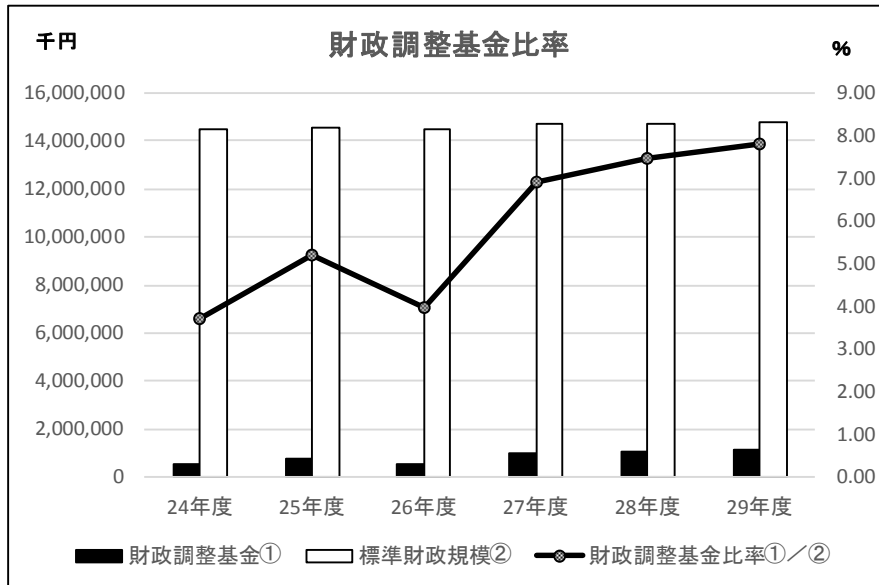
## 2. 健全化を判断するその他の指標

(1) 財政調整基金比率については、次表のとおりである。

財政調整基金比率

(単位：千円・%)

区分\年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
財政調整基金①	538,349	762,502	576,911	1,012,116	1,096,035	1,153,091
標準財政規模②	14,464,153	14,591,478	14,479,852	14,688,247	14,725,354	14,811,095
財政調整基金比率①/②	<b>3.72</b>	<b>5.23</b>	<b>3.98</b>	<b>6.89</b>	<b>7.44</b>	<b>7.79</b>



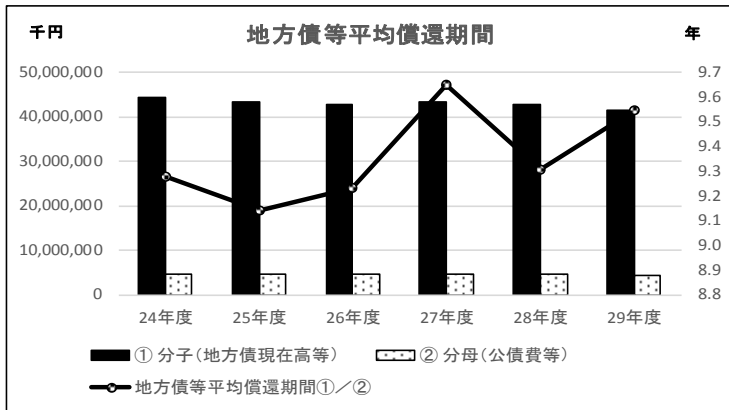
標準財政規模に対する比率目標を設定し、着実に確保していけるよう注意が必要である。

(2) 地方債等平均償還期間については、次表のとおりである。

地方債等平均償還期間

(単位：千円・年)

区分\年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
① 分子 (地方債現在高等)	44,124,859	43,218,453	42,663,721	43,426,961	42,765,842	41,316,770
一般会計等に係る地方債の現在高	37,451,896	36,675,091	35,819,126	36,038,256	35,306,032	33,682,657
債務負担行為に基づく支出予定額	113,678	101,812	76,639	76,148	24,832	0
公営企業債等繰入見込額	5,319,285	5,386,081	5,697,647	6,331,236	6,621,564	6,980,836
組合等負担等見込額	1,240,000	1,055,469	1,070,309	981,321	813,414	653,277
② 分母 (公債費等)	4,756,247	4,727,741	4,620,308	4,499,992	4,594,487	4,329,294
公債費(決算額)	3,974,065	4,132,402	4,025,421	3,854,062	3,955,425	3,783,456
公営企業債の元利償還金に対する繰入金	317,691	317,954	320,629	365,315	388,444	325,739
組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等	355,775	210,036	206,937	213,413	184,363	153,964
債務負担行為に基づく支出額(公債費に準ずるもの)	108,716	67,349	67,321	67,202	66,255	66,135
地方債等平均償還期間①/②	<b>9.3</b>	<b>9.1</b>	<b>9.2</b>	<b>9.7</b>	<b>9.3</b>	<b>9.5</b>

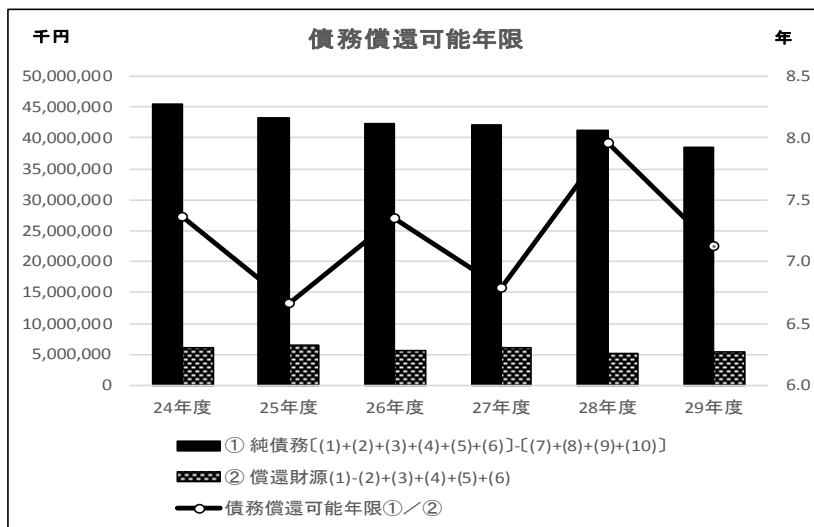


(3) 債務償還可能年限については、次表のとおりである。

債務償還可能年限

(単位：千円・年)

区分\年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
① 純債務 [(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)] - [(7)+(8)+(9)+(10)]	45,598,438	43,134,964	42,356,690	42,065,258	41,187,271	38,589,578
(1) 一般会計等に係る地方債の現在高	37,451,896	36,675,091	35,819,126	36,038,256	35,306,032	33,682,657
(2) 債務負担行為に基づく支出予定額	113,678	101,812	76,639	76,148	24,832	0
(3) 公営企業債等繰入見込額	5,319,285	5,386,081	5,697,647	6,331,236	6,621,564	6,980,836
(4) 組合等負担等見込額	1,240,000	1,055,469	1,070,309	981,321	813,414	653,277
(5) 退職手当負担見込額	4,944,036	4,358,242	4,000,114	3,669,100	3,304,661	3,250,491
(6) 設立法人等の負債額等負担見込額	0	0	0	0	0	0
(7) 財政調整基金	538,349	762,502	576,911	1,012,116	1,096,035	1,153,091
(8) 連結実質収支	2,582,707	3,309,806	3,434,884	3,743,962	3,516,466	3,827,885
(9) 減債基金	107,460	217,954	218,054	225,154	228,507	228,560
(10) 充当可能特定歳入	241,941	151,469	77,296	49,571	42,224	768,147
② 償還財源(1)-(2)+(3)+(4)+(5)+(6)	6,190,888	6,466,311	5,758,507	6,192,904	5,173,066	5,411,834
(1) 臨時財政対策債等を含めた経常一般財源	14,742,501	14,842,927	14,740,248	15,411,756	14,687,850	15,151,656
(2) 経常経費充当一般財源等計	13,217,595	13,016,279	13,528,839	13,688,475	13,904,227	13,918,769
(3) 地方債の元利償還金に係る経常経費充当一般財源等	3,883,800	4,044,324	3,952,211	3,823,693	3,750,381	3,633,109
(4) 公営企業債の元利償還金に対する繰入金	317,691	317,954	320,629	365,315	388,444	325,739
(5) 組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等	355,775	210,036	206,937	213,413	184,363	153,964
(6) 債務負担行為に基づく支出額(公債費に準ずるもの)	108,716	67,349	67,321	67,202	66,255	66,135
<b>債務償還可能年限①/②</b>	<b>7.4</b>	<b>6.7</b>	<b>7.4</b>	<b>6.8</b>	<b>8.0</b>	<b>7.1</b>



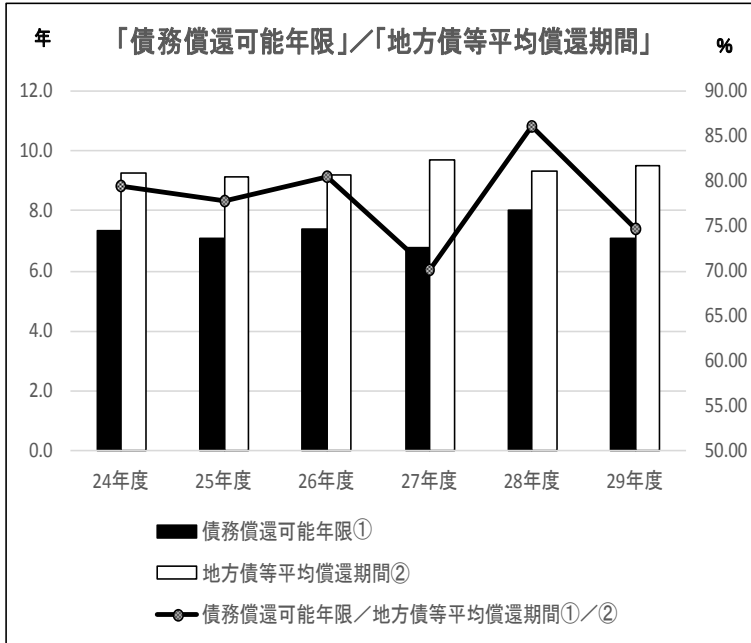


地方債等平均償還期間及び債務償還可能年限との比較対比は次表のとおりである。

「債務償還可能年限」／「地方債等平均償還期間」

(単位：年・%)

区分\年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
債務償還可能年限①	7.4	7.1	7.4	6.8	8.0	7.1
地方債等平均償還期間②	9.3	9.1	9.2	9.7	9.3	9.5
債務償還可能年限／地方債等平均償還期間①／②	<b>79.39</b>	<b>77.80</b>	<b>80.43</b>	<b>70.10</b>	<b>86.02</b>	<b>74.74</b>



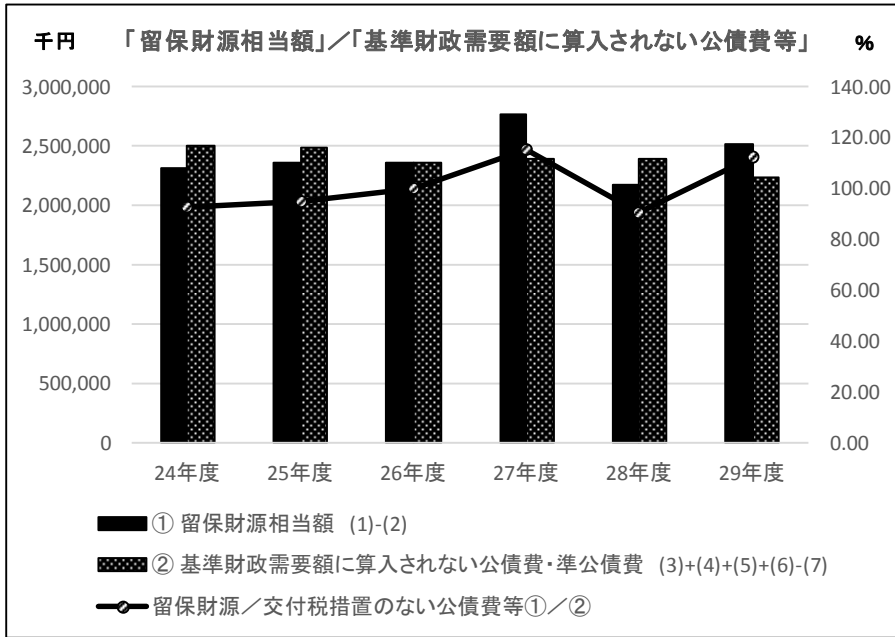
債務償還可能年限が地方債等平均償還期間を上回らないことが望ましい。今後も「債務償還可能年限」の抑制に努め、「地方債平均償還期間」を上回らないように注意が必要である。

(4) 留保財源及び交付税措置のない公債費等の比較対比は次表のとおりである。

留保財源相当額／基準財政需要額に算入されない公債費等

(単位：千円・%)

区分\年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
① 留保財源相当額 (1)-(2)	2,326,227	2,370,169	2,360,432	2,768,740	2,175,884	2,523,638
(1) 地方税・地方譲与税・利子割交付金等・交通安全対策特別交付金	9,406,941	9,613,719	9,756,625	10,420,371	10,197,934	10,554,476
(2) 基準財政収入額	7,080,714	7,243,550	7,396,193	7,651,631	8,022,050	8,030,838
② 基準財政需要額に算入されない公債費・準公債費 (3)+(4)+(5)+(6)-(7)	2,514,254	2,486,393	2,361,345	2,389,756	2,401,133	2,242,039
(3) 公債費(経常経費充当一般財源等)	3,883,800	4,044,324	3,953,393	3,824,475	3,752,366	3,633,581
(4) 公営企業債の元利償還金に対する繰入金	317,691	317,954	320,629	365,315	388,444	325,739
(5) 組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等	355,775	210,036	206,937	213,413	184,363	153,964
(6) 債務負担行為に基づく支出額(公債費に準ずるもの)	108,716	67,349	67,321	67,202	66,255	66,135
(7) 交付税に算入される公債費等の額	2,151,728	2,153,270	2,186,935	2,080,649	1,990,295	1,937,380
留保財源／交付税措置のない公債費等①／②	<b>92.52</b>	<b>95.33</b>	<b>99.96</b>	<b>115.86</b>	<b>90.62</b>	<b>112.56</b>



※留保財源については、「標準財政規模・臨時財政対策債発行可能額等の概要図」(P 114)参照。

「標準的な地方税収入見込額」の25/100を留保財源としているのは、①基準財政需要額において全ての財政需要を補足するのは不可能であり、地方団体の自主性・独立性を保障する必要があるため、②100%算入とすると、地域振興などにより税収を増やす努力をしても、それだけ交付税が減ることになり、税収確保の努力が意味をなさなくなるためとされている。

基準財政需要額に算入されない公債費等が交付税算定上の留保財源を上回らないことが望ましい。「基準財政需要額に算入されない公債費等の額」及び「交付税算定上の留保財源の額」に留意し、比率の改善に向けた財政運営に注意が必要である。